

青森県報

第二千九百二十八号

平成二十年
五月二日
(金曜日)

目次

告 示

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部改正…… (人事課) …… 一

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額の一部改正救急病院の設置…… (同) …… 二

公有水面埋立て工事のしゅん功認可…… (医療業務課) …… 二

過疎地域自立促進特別措置法による公共下水道に関する工事の完了…… (漁港漁場整備課) …… 二

旧過疎地域活性化特別措置法による公共下水道に関する工事の完了…… (都市計画課) …… 三

公 告

入会林野整備計画の適当の決定…… (同) …… 三

建設業者の許可の取消し…… (林政課) …… 四

右 同…… (同上地域) …… 四

右 同…… (同上) …… 四

選挙管理委員会

個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改正…… (事務局) …… 五

告 示

青森県告示第三百九十六号

平成四年四月二十七日青森県告示第三百八号（青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額）の一部を次のように改正する。

平成二十年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、四一四円	一三、五一円
二十歳以上二十五歳未満	四、九六七円	一三、五一円
二十五歳以上三十歳未満	五、八二七円	一三、七二円
三十歳以上三十五歳未満	六、五〇〇円	一六、三九二円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇〇六円	二〇、〇七二円
四十歳以上四十五歳未満	七、二七三円	二一、六四六円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇三五円	二四、一五七円
五十歳以上五十五歳未満	六、五六九円	二四、三八〇円
五十五歳以上六十歳未満	五、九一二円	二三、八九二円

六十歳以上六十五歳未満	四、五五〇円	二二、一一〇円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇九〇円	一四、三五三円
七十歳以上	四、〇九〇円	一三、五一一円

附 則

- この告示は、告示の日から施行する。
- 改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同月前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百九十七号

平成八年五月十五日青森県告示第三百四十五号（青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額）の一部を次のように改正する。

平成二十年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

表常時介護を要する状態の項中「十万四千五百九十円」を「十万四千九百六十円」に、「五万六千七百十円」を「五万六千九百三十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千三百円」を「五万二千四百八十円」に、「二万八千三百六十円」を「二万八千四百七十円」に改める。

附 則

- この告示は、告示の日から施行する。
- 改正後の表の規定は、平成二十年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百九十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
国民健康保険五所川原市立西北中央病院	五所川原市字布屋町四一	平成二十三年五月一日

青森県告示第三百九十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十七年三月二十五日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成二十年四月二十三日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで青森市役所に備え置いて閲覧に供される。

平成二十年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
- 認可を受けた者の住所及び名称

青森県

- 代表者の住所及び氏名
青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾
- 埋立区域

1 位置

青森市大字六枚橋字磯打二五の一七、二五の一八、二五の一九、二五の二〇、

- 一四、一五、二五の二二、二五の二三、二五の二四、二五の二五、二五の二六、二五の四二、一一の五及び二五の二七の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を結んだ線により 囲まれた区域

の地点 青森市大字六枚橋字磯打一〇番六に設置された金属紙（北緯四〇度五
 五分五二・三秒、東経一四〇度三九分五三・二秒）から六度三七分二
 〇八・八一メートルの地点

- の地点 から七三度三三分九八・〇〇メートルの地点
- の地点 から一六三度三三分一五〇・〇〇メートルの地点
- の地点 から七三度三三分一・九〇メートルの地点
- の地点 から一六三度三三分四・七三メートルの地点
- の地点 から二五三度三三分一五・六〇メートルの地点
- の地点 から一六三度三三分〇・六七メートルの地点
- の地点 から二五三度三三分八四・四〇メートルの地点
- の地点 から二六三度三三分三五・八九メートルの地点
- の地点 から七〇度四三分二二・九四メートルの地点
- の地点 から三四〇度一〇分七九・二二メートルの地点
- の地点 から二五〇度一〇分一三・九七メートルの地点

3 面積

一三、四二二・三六平方メートル

青森県告示第四百号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第一項の規定に
 より行った次の公共下水道の終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地
 域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第八条第一項後段の規
 定により告示する。

平成二十年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 公共下水道の名称

むつ市特定環境保全公共下水道

二 工事の区域

終末処理場

むつ市川内町中畑四二の六地内

三 工事の内容

終末処理場（水処理施設土木・建築工事）

四 工事の完了の日

平成二十年三月二十七日

青森県告示第四百一号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定
 によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第
 十五号）第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の終末処理場の設置
 に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令
 第百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活
 性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定によ
 り告示する。

平成二十年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 公共下水道の名称

佐井村特定環境保全公共下水道

二 工事の区域

終末処理場

下北郡佐井村大字佐井字大佐井川目五六の一地内

三 工事の内容

終末処理場

汚泥処理施設機械・電気設備工事

四 工事の完了の日

平成二十年三月十七日

公 告

入会林野整備計画の適当の決定

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第六条第一項の規定により、蓬田村広瀬地区入会林野整備組合に係る広瀬地区入会林野整備計画を適当と決定したので、同条第四項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類の名称

入会林野整備計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年五月二日から同月三十一日まで

三 縦覧の場所

青森県農林水産部林政課

蓬田村役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社桜田組

二 代表者の氏名 高橋 芳樹

三 主たる営業所の所在地 十和田市元町東三丁目一

四 許可番号 青森県知事許可（特 一四）第一四八二号

五 取消年月日 平成二十年四月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、造園、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社秀栄

二 代表者の氏名 橋本 秀樹

三 主たる営業所の所在地 三沢市大字三沢字下久保四一の三二一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第五〇〇一七六号

五 取消年月日 平成二十年四月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社明新管工
- 二 代表者の氏名 橋本 秀樹
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市大字三沢字下久保四一の三二二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一五)第五〇〇一九一号
- 五 取消年月日 平成二十年四月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十二号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号(個人演説会等を開催することのできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十年五月二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

表中「ふるさと交流圏民センター」を「五所川原市ふるさと交流圏民センター」に改める。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭